

2017年9月13日

社会保障審議会介護給付費分科会  
分科会長 田中 滋 様

社会保障審議会介護給付費分科会委員  
伊藤 彰久

### 技能実習生の介護報酬での取扱いに対する意見書

社会保障審議会介護給付費分科会(第146回)において報告された、外国人技能実習生の介護報酬上の取扱いについて、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下、「技能実習法」という。)において「技能実習は、労働力需給の調整の手段として行われてはならない」とされていることを踏まえ、本分科会での審議事項でない点も含め、下記のとおり意見を提出いたします。

#### 記

1. 介護報酬を技能実習に充てることについて、本分科会の報告事項とするのではなく、技能実習法案に関する参議院法務委員会の附帯決議等を尊重し、利用者の安心・安全を確保するとともに介護サービスの質を担保する観点から、本分科会で検討すべきです。
2. 介護従事者の適切な処遇の確保や介護のサービスの質の担保等の課題が生じていることが確認された場合には、技能実習の対象職種の見直しを行うことを求める、技能実習法案に関する参議院法務委員会の附帯決議等の履行のため、実習実施者における介護のサービスの提供状況や実習の実施状況を本分科会に定期的に報告を求め、検証すべきです。
3. 利用者の安心・安全を確保するとともに介護サービスの質を担保する観点から、介護サービスの情報公表制度において、事業所に在籍する技能実習生の人数および割合を「基本情報」として明確に位置づけ、実習実施者の都道府県に対する報告を徹底させるべきです。

以上